

横浜市政記者、横浜ラジオ・テレビ記者各位

記者発表資料  
平成21年1月20日  
横浜市消費生活総合センター  
所長 上野 治美  
電話 (845) 5708

ひとりで悩んでい  
ないで相談を！  
契約してもあきら  
めないで！

## 若者の消費者被害の未然防止と早期救済に向けて

### 横浜弁護士会と共催で「若者110番」を実施します

社会的経験の少ない若者がキャッチセールス、アポイントメントセールスなどに狙われています

また、平成20年度上半期の30歳未満の相談件数は全体の16%(総件数11,818件)で、商品別分類では、30歳未満は「オンライン等関連サービス(携帯電話やパソコンを利用した情報サービス料金の架空請求や料金トラブル等)」が1位でした。そのほか「不動産貸借(賃貸アパートの契約トラブル等)」「フリーローン・サラ金」「エステティックサービス」などが続いています。

そこで横浜市消費生活総合センターでは、若者の消費者被害の未然防止と早期救済を目指して、年々増加する複雑な相談に対応するため、横浜弁護士会との共催で「若者110番」を実施します。

- ・実施日 平成21年1月29日(木)・30日(金)
- ・時間 午前9時30分～午後4時(正午～午後1時は電話のみ)
- ・対象 原則として市内在住・在勤・在学の29歳以下の方
- ・相談方法 電話、来所(要予約)、FAX
- ・専用電話 045(845)6666 FAX045(845)7720
- ・場所 横浜市消費生活総合センター  
(地下鉄・京急「上大岡」下車)  
横浜市港南区上大岡西1-6-1  
ゆめおおおかオフィスタワー4F
- ・相談体制 消費生活相談員・弁護士(消費者問題対策委員会所属)
- ・共催 横浜弁護士会・横浜市消費生活総合センター

横浜市消費生活総合センターでは、「関東甲信越ブロック悪質商法被害防止共同キャンペーン」を実施し、関東甲信越の都県政令市の消費生活センター等と共に若者向け啓発ポスターやリーフレット等を統一デザインで作成して、啓発の広域的効果を狙います。

さらに、特別相談「若者110番」を一斉に実施し、若者の消費者被害の救済に努めます。

なお、共催の横浜弁護士会消費者問題対策委員長から、開催にあたってのコメントが寄せられています。  
裏面をご覧ください。

## 「若者110番」に寄せて

横浜弁護士会 消費者問題対策委員会  
委員長 鈴木 義 仁

消費者を取り巻く環境は、近年大きく変化しつつあります。

情報通信機器は急速に普及し、その結果便利になった反面、深刻な犯罪がらみの問題が多発しています。

さらに、長引く不況、若者の就職難は、「サイドビジネス」「就職」などを装って高額な商品売り込む悪質業者を生み出し、大きな社会問題となっております。

横浜市消費生活総合センターに寄せられる相談の現状を見ると、今年度上半期の相談件数は11,818件。20歳代、30歳代の若者からの相談が全体の3割を超えています。

特に目立つのは、パソコンや携帯電話など情報通信を利用した不当請求トラブルです。日々送られる膨大な量の送信は深刻な事態を招いています。次いで不動産貸借、フリーローン・サラ金、又、エステについても、クレジット契約によるため、被害額は高額です。

契約行為に不慣れな多くの若者が、悪質な消費生活トラブルに巻き込まれていることが予想されます。

横浜弁護士会ではこのような実態を踏まえ、今年度におきましても横浜市消費生活総合センターと共催し平成21年1月29日（木曜日）・30日（金曜日）の両日「若者110番」を実施し、若者被害の防止と早期解決を図ります。ぜひこの機会にご相談ください。

<連絡先>

鈴木法律事務所

横浜市中区蓬萊町2-4-3

関内SPIビル6F

TEL 261-4101

FAX 261-4126